

# 解雇事件労働審判始まる

解雇事件の第一回目の労働審判 開廷！

11月20日（金）10時より千葉地裁4階の労働審判部に於いて第1回労働審判が開始されました。労働審判では、傍聴が禁止されているため審判部の室内には、組合から、黒葛原（つづらはら）・吉永両弁護士と本人が入室し、応援のため、大沢・高橋・航空連より竹島氏・スカイネットより吉田氏と木原氏が待合室で待機していました。また、会社からは、川村シニア・人事部より中島氏・法務部より増井氏が入室しました10時より始まった審判は約1時間半後に弁護士が待合室に戻って来て、開口一番「こんなに会社側が責められた審判は初めてだよ」と笑顔で話してくれました。

例えば、普通の会社では、懲戒処分を行う時、現場のマネージャーの判断だけではなく、何らかの委員会を設置して十分な議論をした後、判断を下します。ところが、フェデックスでは、現場の判断で懲戒処分を連発しています。この会社としての体をなして無い所が、裁判官と経営側・労働側双方の委員から集中して、質問を浴びました。（通常は、経営側委員は労働者に対して、労働側委員は会社に対して、矛盾するところを質問をするのが主なのですが）2時間30分に亘る審理が終了し、会社には、多くの宿題が課せられました。

次回、12月15日 13時30分から第2回の審判が行われ、早くも、大詰めを迎えます。会社の完敗は目に見えています。傍聴は出来ませんが、皆さんも、時間の許す方は、応援に来て下さい。

## ☆労働審判の流れ☆

- ①会社側から不法行為や違法行為で被害を受けた時、弁護士に相談する。（組合があれば、まず話をする）
- ②労働審判申立書を作成し、裁判所に申し立てる。今回は雇用契約上の権利を有する地位の確認・パワハラに対する慰謝料の請求・申立費用の負担が主な申立の趣旨になります。
- ③会社側より申立書に対する答弁書が出されます。申立書のほとんどすべての項目について、事実関係を「認める」「否認」「争う」「不知」等の言葉で反論します。今回は35頁に及ぶ答弁書と10頁の証拠説明書ならびに多くの証拠書類が提出されました。
- ④第1回労働審判の前までに、準備書面を提出します。今度は、答弁書に対する反論になり、不合理な点や虚偽の部分を指摘します。
- ⑤労働審判の構成は、裁判官1名・経営側委員1名・労働側委員1名となり、審判の当日または、前日までに全ての書類に目を通して、質問や意見を述べます。また、双方が前日まで、解決に向けての意思表示（現職復帰・金銭和解ETC）を裁判所に示します。
- ⑥第1回労働審判が開かれ、審判が始まります。主に申立人や会社側の当事者への質問がなされ、それを裁判官や委員が判断して、今後の方向性が示されます。時には、宿題も出されます。
- ⑦第2回労働審判・第3回労働審判が開かれ、ほとんどの事件が解決します。

## ■ 会社は間違っていないか？

パワハラから転じた解雇は解雇権の乱用にあたり日本の常識では完全に違法です。今回の一回目の労働審判では裁判員の方たちも会社に非があるとして、第2回目の労働審判では原告（解雇させられた社員）に賠償金を払う形で決着が決まりそうです。

かたくなに自分達のルールを強調して、日本の労働慣行を無視してよいのでしょうか？

会社は守秘義務(個人のプライバシーの問題)を貫いてあくまでも依願退職で『解雇』の文字を言わないのがこの会社のスタンスです。

(自分たちで解雇を強要しておきながら) みなさんはこんな MGR がいる会社で働いているのです。すべてがこのような MGR ばかりではありませんが、特定の従業員をエコひいきせず、感情的にならず、すべての従業員を公平に冷静に見てもらいたいものです。

なにか間違ったらすぐ CAP ばかり書かせる MGR いませんか？ MGR 連中で勝手に業務を変えて現場の社員に負担を負わせて自分は綺麗なまま（汚点が点かない）で SR MGR にだけ気に入られていれば自分は安泰です。

SFA 前に低い点をつけさせないよう密かに PA の SCORE と引き換えにそっと強要する MGR はいませんか？

SFA なのに誰が自分に低い点数をつけたか探ろうとする MGR はいませんか？

現場の社員もなにか間違いを犯したらすぐ犯人扱いのように CAP を書かされるから余計なことをやらなくなって

FIGHT どころか CHALLENGE すらできない状況かと思いませんか？ クーリエさんなどは免停になったら会社をクビですか？

JCA があってもリスクがありすぎて手を上げられない状況が多すぎるのではないかと、もう一回 CAP の存在意義というものを問いただしてみてもどうでしょうか？ コスト削減しすぎて人数が増えず、業務ばかりがより忙しい。そんな中で CAP を書いたら今後ミスがなくなるのですか？

**会社の横暴、MGRのパワハラを許さないためにも**

**現在、組合に加盟していない人々も組合に参加して**

**共に力を合わせて闘いましょう！**

**随時 組合員の加入を行っております。**

**HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>**

**メールアドレスは [fdxunion@fdxunion.com](mailto:fdxunion@fdxunion.com)**